

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

- 規則
 - と畜場法施行細則の一部を改正する規則(六・生活衛生課)
 - 秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則(七・生活衛生課)
 - 秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則(八・生活衛生課)
 - 旅館業法施行細則の一部を改正する規則(九・生活衛生課)
 - 秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(一〇・自然保護課)
 - 秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(一一・労働政策課)
 - 開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則(一二・都市計画課)
 - 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則(一三・都市計画課)
 - 訓令
 - 秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(二・人事課)
 - 秋田県超短波無線電話取扱規程を廃止する訓令(三・管財課)

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行規則(昭和二十九年秋田県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
第一条を削る。

第三条の見出し中「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同条中「と畜場使用料又はと殺解体料」を「と畜場使用料又はとさつ解体料」に改め、同条を第一条とする。

第四条の見出しを「(自家用とさつの届出)」に改め、同条中「と殺」を「とさつ」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出しを「(と畜場外とさつの許可)」に改め、同条中「令」を「と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下「令」という。)」に、「と畜場」を「と畜場」に、「と殺しよう」を「とさつしよう」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「(と畜検査の申請)」に改め、同条を第五条とする。
第七条を第六条とする。

様式第二号中「とちく場使用料(とさつ解体料)認可申請書(第3条関係)」を「と畜場使用料(とさつ解体料)認可申請書(第2条関係)」に、「とちく場使用料(とさつ解体料)認可」を「と畜場使用料(とさつ解体料)認可」に、「とちく場の」を「と畜場の」に、「とちく場使用料(とさつ解体料)の」を「と畜場使用料(とさつ解体料)の」に改める。

様式第三号中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第四号中「とちく場外とさつ許可申請書(第5条関係)」を「と畜場外とさつ許可申請書(第4条関係)」に、「とちく場外とさつ許可」を「と畜場外とさつ許可」に、「とちく場外とさつを」を「と畜場外とさつを」に、「とちく場以外」を「と畜場以外」に改める。

様式第五号中「とちく検査申請書(第6条関係)」を「と畜検査申請書(第5条関係)」に、「とちく検査」を「と畜検査」に、「とちく場名」を「と畜場名」に、「とちく場」を「と畜場」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七号

秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田県理容師法施行規則(昭和三十三年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「令」という。」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八号

秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田県美容師法施行細則（昭和三十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「令」という。」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十四年秋田県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「令」という。」を削り、「および」を「及び」に改め、「。以下「条例」という。」を削る。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県規則第十号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則（平成五年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七号第四号及び第五号中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十二条中「、正副二通とし」を削り、「地方部県民室長」を「地域振興局長」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十一号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第一条第一項第八号イ(1)から(4)まで」を「第一条第一項第七号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第七号中「児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者」に改め、同項第七号の二中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第一条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者」に改め、同項第八号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第一条第一項第八号イ(4)」を「第一条第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十四号中「であつて、」の下に「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条の規定による廃止前の」を加え、同条第二項中「ついて」を「就いて」に、「第一条第一項第八号イ(2)及び(4)」を「第一条第一項第七号イ(2)及び(4)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第八号の改正規定（「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める部分に限る。）は、平成十五年四月一日から施行する。

開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

開発行為等の規制に関する規則（昭和四十六年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「以下「政令」という。」及び都市計画法施行規則を「」、都市計画法施行規則に改め、「省令」という。」の下に「及び都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例（平成十五年秋田県条例第三十号）」を加える。
第一条の二を削る。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則（昭和四十九年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十号八及び第六十二条の三第四項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十一号八及び第六十二条の三第四項第十一号八」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十号八又は第六十二条の三第四項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十一号八又は第六十二条の三第四項第十一号八」に改め、同条第二項第七号中「第十三条の三第五項第二号又は第二十一条の十九第六項第二号」を「第十三条の三第七項第一号又は第二十一条の十九第八項第二号」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十号八及び法第六十二条の三第四項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十一号八及び法第六十二条の三第四項第十一号八」に、「第三十一条の二第二項第十号本文及び法第六十二条の三第四項第十号本文」を「第三十一条の二第二項第十一号本文及び第六十二条の三第四項第十一号本文」に改める。

「第31条の2第2項第10号八」「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第11号八」に改める。
「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田県職員被服貸与規程（昭和四十三年秋田県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「県税事務所」を「地域振興局」に、

作業服	
上	滞納物件 評価業務
下	

作業服	
上	差押財産搬出業務用 不動産評価業務用 軽油引取税調査業務用
下	

引上げ用

を

に改め、同

ゴム長靴	ゴム
つなぎ服	水田用ゴ

表第六号中

水田用ゴム長靴	防寒衣	雨衣
	干拓地用	

を

つな	雨	防寒	安全
----	---	----	----

に改め、同表第十四号中

防寒

靴	衣	衣	ぎ服	ム長靴	長靴
農業機械開発試験業務用	干拓地用				

衣	を	衣
保安帽		防寒衣

に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第3号

秋田県超短波無線電話取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成十五年三月十一日

庁中一般
各地方機関

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

秋田県知事 寺田典城
秋田県超短波無線電話取扱規程（昭和三十五年秋田県訓令甲第四号）は、廃止する。
附則

この訓令は、平成十五年三月十一日から施行する。

印刷者 印刷所

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 0862-876600
FAX 0862-876601
E-mail: matsubaransatsu.co.jp